

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業 建設工事請負契約書(案) 修正箇所一覧

頁	項目・タイトル	修正前	修正後	内容
一	前文	本事業に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和 年 月 日付 基本契約書 (以下「 本基本契約 」という。)第7条第1項の定めるところに従い、発注者(以下に「 発注者 」として記名押印するものをいう。以下同じ。)と受注者(以下に「 受注者 」として記名押印するものをいう。以下同じ。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、この建設工事請負契約(以下「 建設工事請負契約 」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 建設工事請負契約は、 基本契約 並びに基本契約に基づき締結される、発注者と との間の維持管理・運営委託契約(基本契約 第7条第2項に定義された意味を有する。)により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。	本事業に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和 年 月 日付 基本協定書 (以下「 基本協定 」という。)[第5条第1項第2号(SPCを設立する場合)/第3条第1項第2号(SPCを設立しない場合)]の定めるところに従い、発注者(以下に「 発注者 」として記名押印するものをいう。以下同じ。)と受注者(以下に「 受注者 」として記名押印するものをいう。以下同じ。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、この建設工事請負契約(以下「 建設工事請負契約 」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 建設工事請負契約は、 発注者が受注者その他の者との間で締結した令和 年 月 日付基本契約書 (以下「 基本契約 」という。)並びに基本契約に基づき締結される、発注者と との間の維持管理・運営委託契約(基本協定 [第5条第1項第3号(SPCを設立する場合)/第3条第1項第3号(SPCを設立しない場合)])に定義された意味を有する。)により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。	修正
11	第38条第1項	受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定より監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回を超えることができない。	受注者は、工事の完成前に、 成果物 、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定より監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。	修正
13	第48条第1項	(11)公正取引委員会が、受注者(共同企業体にあつては、その構成員。以下次号及び第13号において同じ。)に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「 独占禁止法 」という。)第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。 (12)公正取引委員会が、受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。 (13)受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。	(11)公正取引委員会が、 本事業に関し 、受注者(共同企業体にあつては、その構成員。以下次号及び第13号において同じ。)に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「 独占禁止法 」という。)第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。 (12)公正取引委員会が、 本事業に関し 、受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。 (13)受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が、 本事業に関し 、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。	修正
15	第56条第2項	2 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「 受注者等 」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。第4項第2号において同じ。)により、受注者等に同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるときにおいては、請負代金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。	2 本事業に関し 、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「 受注者等 」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。第4項第2号において同じ。)により、受注者等に同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるときにおいては、請負代金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。	修正